

## 会 議 録

名 称 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会小委員会（第6回）

日 時 令和元年7月16日（火）午前10時～午前11時47分

場 所 世田谷区役所 第1庁舎5階 庁議室

出席委員 室井敬司 小橋昇 山田健太 菅野典浩 中村重美 福田里香

事務局 区政情報課長 好永耕

区政情報課管理係長 大沼真 区政情報課区政情報係長 小田純也

情報政策課情報政策担当係長 服部英樹 区政情報課管理係副係長 田中茂樹

区政情報課管理係副係長 井上翔 区政情報課区政情報係 岡田英朗

区政情報課区政情報係 河野晃

### 会議次第

議事 「（仮称）世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について」

#### （1）前回の論点整理

実施機関からの説明

- ・（仮称）世田谷区公文書管理条例制定スケジュールについて

意見交換

#### （2）区民意見募集等の実施結果（集計途中経過）について

実施機関からの説明

意見交換

#### （3）（仮称）世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について報告書

実施機関からの説明

意見交換

#### 3 その他

#### 4 閉会

## 1. 開 会

委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから世田谷区情報公開・個人情報保護審議会第6回小委員会を開会します。

なお、委員は少しおおくれになるということなので、始めさせていただきたいと思います。ということでして、会議録の確認は最後に回したいと思います。

それでは、本日の委員会につきましては、傍聴希望が出されておりますので、御報告いたします。

管理係長 事務局から改めて御報告申し上げます。

本日の小委員会につきましては、傍聴希望が出ておりますので、御報告をいたします。

委員長 それでは、事務局から御報告がありましたとおり、小委員会の傍聴の可否についてお諮りいたします。本日の小委員会について傍聴を認めることに御異議はありますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、小委員会の傍聴につき認めることといたします。

( 傍聴人入室 )

委員長 それでは、議事に移ります前に、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

管理係長 それでは、御説明いたします。本日の第6回小委員会の開催に当たり、事前にご送付させていただきました資料の確認をいたします。

まず、会議の次第でございます。

続きまして、資料NO.19、(仮称)世田谷区公文書管理条例制定スケジュールについて【調整中】とあります、こちらA4の1枚の紙でございます。

続きまして、資料NO.20、(仮称)世田谷区公文書管理条例の骨子案に関する区民意見募集等の実施結果(集計途中経過)とございます。こちらは資料NO.20でございますが、A4のもの1枚と、あとホッチキスで冊子にまとめているものが別紙ということでお送りしております。

あと、資料NO.21になります。こちらは(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について報告書の案でございます。こちら資料NO.20同様でございますが、A4の用紙1枚と、あとホッチキスでとじているもの、左上に別添とありますが、こちらでございます。

それから、当日、お席のほうに配付したものが1つございます。こちらは資料NO.

21、別添P.7と右上にあるものでございまして、こちらは資料NO.21別添の報告書の7ページの部分でございます。第6回の小委員会開催経過の第6回の部分が当初お送りしたのものには空白だったのですが、こちらのほうを入れたものを席上配付としてお示しいたします。よろしくお願いたします。

以上の事前の送付が4点、あと当日配付が1点で、5点となります。また、これまでの小委員会におきまして、資料NO.1から資料NO.18まで、それから参考資料からまでを配付させていただいております。よろしいでしょうか。

委員長 どうもありがとうございました。

## 2. 議 事 「(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について」

### (1) 前回の論点整理

#### 実施機関からの説明

委員長 続きまして、次第の2、議事「(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について」に参ります。

まず、(1)前回の論点整理といたしまして、区政情報課より説明をお願いいたします。

管理係長 それでは、区政情報課より御説明をさせていただきます。

前回は、小委員会からの骨子まとめを受け、区が策定した(仮称)世田谷区公文書管理条例の骨子案について御説明をいたしました。また、この骨子案に対して区民から御意見をいただく手法として、区民意見募集及び区政モニターアンケート並びに公文書管理シンポジウムにおける来場者アンケートを実施することを御説明いたしました。

その骨子案の御説明の中で、条例制定に関する今後のスケジュールを示してほしいとの委員からの御要望がありました。こちら、資料NO.19でございます。(仮称)世田谷区公文書管理条例制定スケジュールについてをごらんいただきたいと思います。詳しい日程等については調整中のものではございますが、今後の条例制定の進め方について時系列にまとめたものでございますので、今回のこの場で御説明をしたいと思っております。

資料NO.19をごらんください。まず、9月の区議会の企画総務常任委員会に骨子案の区民意見聴取の結果について御報告をする予定です。

続きまして、10月の情報公開・個人情報保護審議会にはガイドライン(案)を報告する

予定であります。

それに続きまして、11月になります。11月の企画総務常任委員会で条例素案を報告する予定です。条例素案とは、条例案の前段階の案と御理解をいただければと思っております。後ほど御審議いただき、（仮称）世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について報告書、こちらに関しましては、小委員会でまとめたものを、今度は審議会に報告し、審議を経た後に、条例制定に向けての審議会の考え方として区に答申をいただくものでございます。その答申の内容につきましては、先ほど御説明しました条例素案、あと条例案に反映させていく、こういった流れで進めてまいりたいと思っております。

また、資料NO.19のほうに戻りまして、その条例素案の審議会への報告につきましてはこの12月を予定しております。

続きまして、条例素案から条例案を作成し、2月の区議会の企画総務常任委員会での報告を経て、区議会に条例案を提出する予定です。区議会の審議、議決を経て条例を制定するといった予定をしております。条例案については、審議会には2月の報告を予定しております。

区議会の議決を得た条例は、4月1日に施行され、この運用が始まりますが、あわせて歴史的文書の保存及び利用等に関する部分の検討を本格的に着手するということでございます。その検討がまとまり次第、令和3年度中に条例を改正する予定といった形で、公文書管理条例につきましては制定スケジュールを組んでまいっております。

こちらからの説明は以上でございます。

#### 意見交換

委員長 ただいまの説明について質問や御意見はございますでしょうか。

委員 ちょっと事実関係で確認をさせてください。今の制定スケジュールの関係で、9月の議会、第3回定例区議会だと思えますけれども、そこで骨子案の区民意見聴取の結果を報告するとありますが、骨子案の意見聴取の結果ということは、議会の報告の際には骨子案そのものと区民意見聴取結果と並べて出すということになるわけですね。

管理係長 そういう形になります。ただし、骨子案につきましては、既に5月の常任委員会で報告をしておりますので、区民意見聴取とあわせてといいますか、こういった内容の骨子案でということで振り返りつつ結果について報告をする、そういった流れになると思

ます。

委員 その関係で2つほど伺いたいんですが、これはこの意見聴取の結果、意見募集の中で分厚い冊子になっている部分がありますけれども、その中でも触れられていますが、これはたしか27ページのところに出ていますね。ガイドラインと条例のもとになる条例素案なり条例案なり、これについて27ページの番号でいくと28のところこういう意見が出ていますね。それは、ガイドラインというものと条例案の審議の場合に、それは同時に示される、そのことが条例案の組み立てなり議論をする場合には必要ではないか、これはごくもっともな意見だろうと思うんですけれども、こういう関係でいくと、9月の議会の際には、まだ意見聴取結果の報告だけですので、ガイドラインまでは示さないということなんでしょうか。

管理係長 そういうことになります。

委員 それからもう1点は、一般には区がいろんな主要な計画とか条例なりをつくる場合には、条例案の段階で意見募集を行い、その意見募集の結果について集約したときには、その結果集約とそれに対する区の見解を付した形で公表するという段取りが一般的に行われますね。今回のNO.20のところの、これは関連する別紙のところですけども、ここには意見の概要とか意見の中身については触れられているんですが、これに対して、区としてはこのように考えていますよという区のコメントは、まだ今の段階では出していないという理解でいいんですか。

管理係長 現在、その部分につきましては、内容を確認しつつ、一定回答の内容とかを含めて作成中といいますか、これから検討で、こちらは委員会の報告とありましたけれども、これは9月15日には区の全庁に対しても区民意見聴取の結果として報告するものでございますので、そこを目標に、9月15日の「区のおしらせ せたがや」の中で公表、お知らせして、それとともに、ホームページとか、あと意見募集等を行いました各出張所とかまちづくりセンター、図書館等に、その結果の冊子をつくりまして公表する、そういった形で進めています。今、その作業もあわせて進行中ということでございます。

委員 では、その関連なんですが、ということは、この小委員会の場には、意見聴取の結果集計は行われたけれども、これに対する現時点での区のお考え、基本的なコメントみたいなものはまだ表明はされないという形ですか。

管理係長 今回は、こちらにお示ししたとおり、やはり皆さんにも骨子案に対する区民の意見をいただいて、さらにそれで小委員会としての御意見をいただくためということで、意

見のところは漏れなく網羅しておりますが、今委員御指摘のとおり、区の回答とか、今申し上げたとおり、その部分はまだ進行中でございますので、そこはまた別途、公表の時期に合わせてということになります。

委員 細かくて申しわけないんですが、その関連で、9月の企画総務常任委員会に報告される意見聴取結果の報告の際の時点は、例えば9月15日の「区のおしらせ」に掲載される意見聴取結果の報告とあわせて区の見解というその時期は、その前なんですか、後なんですか。

管理係長 前になります。企画総務常任委員会の報告が9月の初めにありまして、15日が「区のおしらせ」、広報等を通じての公表、こういったスケジュールになっています。

委員 では、これは細かくて申しわけないんですけども、ということは、この情報公開・個人情報保護審議会の議会に対する意見聴取結果の報告、区のコメントを付した形でのもの、その前に情報公開・個人情報保護審議会に意見聴取結果を取りまとめたものと、それに対する区の基本的な考え方についての表明というのは、審議会に対してはいつ報告される予定なんですか。

管理係長 ガイドライン等の御報告は10月ということでお示しましたが、審議会への御報告というところになると、おそらくそことあわせてという形になるかなと思います。

委員 そこというのは。

管理係長 10月開催の審議会の中でガイドラインとともに、区民意見についてはこういったものがありましたというところをあわせて御報告という形になるかなと思います。

委員 実質的な形での区の考え方については、この審議会の小委員会なり、あるいは審議会本体のところ意見聴取結果の集計結果を見ながら、それに対するここでの議論、そこで区側の事務局としてのやりとりの中で表明されるものが、9月の初めの企画総務常任委員会なり、あるいは9月15日の「区のおしらせ」に掲載される予定の区の基本的な見解、コメントにそれが並んでいくという理解になるわけですか。

管理係長 はい。

委員 では、議会の前、もしくは「区のおしらせ」の前に、ここではまとまった形、もしくは整理された形でのコメントの表明はないという理解ですか。

管理係長 はい。

委員 わかりました。

委員 2点伺いたいんですが、資料NO.19のところ、区民意見聴取の結果というのは、

今のところは7月8日時点ということが書いてあるんですけども、これはボリュームがありますので、「区のおしらせ」とかに出すときはどのようなボリュームで考えていらっしゃるのでしょうか。

管理係長 紙面の制限とかもありますので、やはり代表的な意見を上げて、それに対する区のお考え方を示すといった形になると思います。やはり詳しいものについてはホームページとか、あと各施設のほうにまとめたものの報告書がありますので、そちらをごらんくださいといったような「区のおしらせ」の内容になるかなと思います。

委員 ホームページに全てで、「区のおしらせ」には抜粋という感じですか。

管理係長 そうですね。まとめましたということですから抜粋、あと詳しくはホームページ等をごらんくださいといった御案内になります。

委員 何が代表的かというのは、意見が多いというのを代表的という意味でよろしいですか。

管理係長 そこと編集とか、そういったところでして、まだそのところまでは積み切っていないんですが、多いものというのも1つありますし、あとは代表的というか、区側が説明しなければいけないものとか、姿勢とか、そういったものを示さなければいけないものとか、総合的に判断して紙面に掲載する形になるかなと思っています。

委員 ただ、区側が姿勢を示さなければならないというのは全てになっちゃうと思うんです。1つ1つの意見ではないとしても、全ての区切った項目になってしまうと思うんですけども、そうではなくて、例えば9月15日号に前半とか、30日号に後半とか、そういうのかなんてちょっと思ったんです。

区政情報課長 紙面は限りがありますので、抜粋という形にはなりますし、委員御指摘のとおり、質問が多いからそれが重要とも限らないと思いますので、そこは件数が少なくても大切なもの、重要なものを中心に、紙面の許す限りに載せるということを考えておりました。ただ、全体はどこで見れるかという点、先ほども説明があったとおり、ホームページなり、施設には全体を見れる冊子を備え置くという形にさせていただきたいと思っております。

委員 「区のおしらせ」では1ページぐらいをやっている。

区政情報課長 いや、そんなにもとれないとは思いますが。

委員 ほんのさわり。

区政情報課長 そうですね。

委員 2点目なんですけど、2月に審議会に条例案を報告とあるんですけども、区民がこれを回覧というか、見られるというか、知ることができるのはどの時点ぐらいになりますか。

区政情報課長 条例案については、区提出、議会に提出する案もホームページ上でごらんになる形にはなりますので、それと同様になろうかと思います。

委員 2月。

区政情報課長 はい。

委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにいかがでしょうか、よろしいですか。

## (2) 区民意見募集等の実施結果（集計途中経過）について

### 実施機関からの説明

委員長 それでは、続きまして、区民意見募集等の実施結果（集計途中経過）につきまして、区政情報課より説明をお願いいたします。

管理係長 では、御説明申し上げます。資料NO.20、（仮称）世田谷区公文書管理条例の骨子案に関する区民意見募集等の実施結果（集計途中経過）をごらんください。途中経過ではありますが、条例の骨子案に対して寄せられた意見等に関する御報告ということになります。

まず、概要ですけれども、意見募集期間は6月1日土曜日から24日月曜まででございました。なお、公文書管理シンポジウムは、前回御報告をいたしました、6月21日金曜日に開催されました。

意見提出の人数は197名になります。内訳にもございますが、こちらで読みますと、郵送が0人でした。ファックス2人、専用ホームページを経由して御意見をお寄せいただいた方が8人、区政モニターが179人、シンポジウムの参加者が8人という内訳でございました。なお、参考でございますが、シンポジウムの全参加者につきましては32名でございました。

意見の件数は7月8日時点の集計で448件です。

3番目の意見件数の内訳のところでございます。【内訳】とありますが、そのとおり、(1)から(13)のテーマ、事柄ごとに意見を集計いたしました。お1人が複数のテーマに言及している場合があるため、人数より意見件数のほうが多くなっているという状況



でございます。また、今後、区の考え方を作成するに当たり、意見をさらに分割したりとかすることにより、意見数として増減する場合がございます。御了解いただければと思います。

その意見の内容につきましては、資料NO.20の別紙、冊子でございますが、こちらのとおりです。

なお、小委員会として最終的に報告書に反映させたほうがよいかと思う事務局の案につきましては、資料NO.21、これから御審議いただくものですが、（仮称）世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について報告書の5ページのところに触れております。項目としましては、組織共用性についてがまず1点でございますが、こちらは、資料が前後して申しわけありませんが、資料NO.20の別紙の8ページのところに11件の意見の内容と、こちら、事務局のほうで簡単に集約したものがございます。

あと2点目がガイドラインに関することでございますが、こちらは資料NO.20の別紙の26ページのほうに意見が36件ございます。

あと、文書の作成義務等につきましてとか、あとメールについて。メールについては11ページで触れております。電子化等に関しましても、報告書の中にも項目として触れてあるものでございます。

あと、職員の研修等につきましては25ページ、歴史的文書に関することとしては28ページ、こういった形で意見が出たものということで、小委員会として共有したほうがいいような項目等については触れてございます。

説明は以上でございます。長くなって申しわけありませんでした。

#### 意見交換

委員長 ただいまの説明につきまして何かございますでしょうか。

委員 今回の説明で内容は理解できるんですけども、先ほど、私が前の項目のところでお伺いしましたように、区民の意見募集の結果に関する区の基本的な考え方というのが、「区のおしらせ」とか、あるいはそれに先行する区の企画総務常任委員会の場には示されるけれども、今の時点で、この審議会の小委員会なり、あるいは審議会に対してはまだ示されないというのは、そこが私は少し違和感を持つところがありますので、あわせて、本来だったならば、特に多くの意見が集中している保存期間の問題であるとか、あるいはガイドラインの問題であるとか、そのことについて、区の事務局としてはこのように受けとめて考

えていますよみたいなことが出されるとちょっと議論もしやすいのかなということを感じました。

そのことは一応前提とした上で幾つか伺いたいんですけれども、特にこれは資料NO. 20の別紙のところに細かく出されていて、1人の人が複数の意見を出されているものもあるかと思うんですが、これを拝見しますと、なかなか重要な指摘が幾つかあるというふうに私は受けとめています。その関係で、特に公文書の定義全般について、これは6ページのところに33件という形でありますけれども、ここのところが、8ページのところにある組織共用も11件という形でくくられていますけれども、その組織共用性をめぐって、それを要件とすることが、あえて公文書の範囲を恣意的に狭めることになるのではないか、こういうのがこの小委員会の中でも一定の議論があり、そしてこの区民意見募集の中でも出されてきている、そのことはかなり重要な指摘なのではないかなと思います。

この公文書定義の要件のところ、これはこの小委員会の中でも繰り返し議論になりましたけれども、情報公開条例との整合性の問題がかなり話題ともなり、そのことが1つの根拠ともなったんですが、これは意見募集の中にもこのような表現がありますね。つまり、情報公開条例との整合性に過度に引きずられることによるあり方はいかがなものかという趣旨の御意見もありますし、私も組織共用性の問題というのが、特にこの間のもとも世田谷区における公文書管理条例の制定の1つの動機にもつながる。今、国等におけるいろんな動きの中での行政文書、もしくは公文書に対する国民あるいは住民の方々の期待なり理解なりのところから見ると、そここのところは1つのテーマになり、あるいは場合によっては情報公開条例のところの規定のあり方についてもかかわるような論点も出てきているのかなという理解を私は持った次第です。

このことについて、今意見を細かく述べるのは、さらっと資料を説明されて、それに対してどうだこうだということにとどめよということであれば、これ以上申し上げるつもりはございませんけれども、あともう1点言うならば、例えば意見募集のところ、14ページに(5)で公文書の管理全般に関するものが14件ございます。ここのところとその次の15ページの(6)の文書の作成に関するものが20件ありますが、いずれもガイドラインの問題について、これは意見募集のところでも触れられています。ガイドラインに期待するところが非常に大きいわけですが、問題はそのガイドラインにどういうものを盛り込んでいくのか、あるいはガイドラインというものをどういうふうに整備するこ

とによって、この条例が目指そうとするものの実効性を担保できるのか、それがこの意見募集を通じてもかなり問題提起されているのかなというふうに強く受けとめた次第ですので、意見募集に対する区のコメントなりを提示する場合にも、そのところはちょっと御留意をいただきたいな、そのように強く思うところです。

それが意見募集についての実施結果の実施機関からの説明に対する私のほうの感想的な意見、あるいは問題意識というものを表明させていただきました。以上です。ありがとうございました。

委員 資料NO.20というのは、令和元年7月8日時点ということで、もう意見聴取は24日までで終わっているわけですが、これから変化するのは、区の見解がつくということだけなんですか。どのようにこれを変化させていくのか教えてください。

管理係長 今後、区の方を意見の公表のところに付きまして、1つ1つに対して回答していくという形になるんですけども、その中に項目として、名寄せというわけではありませんが集めていって、答えとして統一な答えをする、そういったようなまとめ方を予定しております、そういったところの中で複数、1つのところから出て、今1つの意見としてまとめているものを、今後、分割したりとか、ないしは1つにまとめていったりとかするということで、お示しした448件という意見件数でございますが、こちらの変動は若干生じるものかなと思っております。ただし、ここに示されたものは区民の方の意見を全て網羅しているということで、今後、追加で意見が上がるとか、そういったことではなくて、我々の集計作業の分類の仕方によって対象数が変わってくる領域ということになります。

委員 というと、これとは違うカテゴリーでまたまとめ直すという意味でおっしゃっていますか。

管理係長 カテゴリーは、恐らくこの形で1つ1つの骨子案全体に関することということで共通ですけども、そういったところでは、2番目の項目にあったものを1のところに入れたりとか、そういったことは若干あるかなと思います。

委員 具体的にどういうことですか。

管理係長 例えばその他に関することで79件いただいておりますが、その中でその他ということでお預かりするところもあれば、その他のところを分割して、骨子全体に関するところのところに意見を入れて、それで類似した意見とかがあれば、それを回答としては統一して项目的にまとめるといったような作業を今後想定しておりますので、そういったところかなと思っております。

委員 私、わからないのは、例えば26ページのガイドラインに関することで、意見の概要は、恣意的な判断にならないよう、ガイドラインの具体的な内容・整理、適切な運用が必要というのが18件で、ガイドラインの作成は賛成、ガイドラインの作成は難しい、ガイドラインは条例と同時に作成する必要があるというような区切りで今なっているんですが、最初の18件に対して区の意見がついて、例えばガイドラインは条例と同時に作成する必要があるというところが2件になっているけれども、それについて、区の意見がついてとかそういうイメージで、18件について区の意見、賛成というところで区の意見、作成は難しいというところで区の意見、こういう感じですか。

管理係長 そういった形でまとめていけたらと思っております。

委員 ありがとうございます。

### (3) (仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について報告書

#### 実施機関からの説明

委員長 それでは、続きまして、(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について報告書につきまして、区政情報課より説明をお願いいたします。

管理係長 資料NO.21になります。(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について報告書でございます。こちらをごらんください。

小委員会での今までの御検討を審議会に報告するための報告書案を事務局で作成いたしました。御確認の上、これで御議論をいただいてまとめていきたいと思っております。

具体的なスケジュールとしましては、次回の審議会が8月14日でございます。こちらの中で御審議いただくためのものを作成するといったことをこれから行っていくこととなります。

報告書の内容について御説明しますと、以前まとめていただきました骨子まとめをベースとしまして、区の現状及び課題等に関する部分を小委員会の視点で記述しまして、その上でそれぞれの項目の後段のところその小委員会の考えを示した、こういった形でまとめておるものでございます。

また、骨子まとめでは反映されていない罰則に対する考え方につきましては、別添の報告書の4ページ目でございますが、こちらのほうに8番目の項目として記載しております。

あわせて、先ほど触れたとおりですけれども、9に区民意見ということで、骨子案に対

する区民意見を確認の上、重ねて条例制定に向けての考え方を以下のとおり示すというところで、5ページ目でございますが、それぞれの項目について一部前の1から8の間で議論されているところもございます。新たに項目として考え方としていただきたいところで追加している項目もございますが、そういったものを9の区民意見としてまとめているという形でまとめておるものがございます。こういった形で案をまとめておりますが、こちらのほうにつきまして御確認及び御意見をいただければと思っております。

説明は以上でございます。

### 意見交換

委員長 ただいまの説明につきまして何かございますでしょうか。

委員 今、この間の過去5回にわたる小委員会での議論の経過を踏まえて、今出されました資料NO.21、小委員会としての考え方についての報告書というもの、これは5ページの上、つまり、罰則に対する考え方までのところは小委員会の中で議論した経過があります。問題はその9の区民意見、これは今回示された意見募集結果についての概要と細かな内容、その中でこの小委員会として取り上げるべきもの、あるいは組み込むべきものがあると考えられるものをここに並べましたよということで記載されていると思うんです。

問題は、まさに先ほど私のほうで冒頭で申し上げましたように、区民意見募集の中に示されたものをこの情報公開・個人情報保護審議会小委員会としてどう受けとめるか、そのところが問われることで、簡単に事務局さんのほうでつくっていただいた、これはよさそうだからこれを入れましたという、そこだけで済む問題ではないと思ったので、幾つか意見も表明させていただきたいと思うんです。

問題は、この組織共用性の問題については、これは小委員会の中での議論の経過、それから、区民意見の中でも出されました意見、意見が分かれていますよと。あくまでも趣旨としては、恣意的な解釈を避けるために、ガイドライン等において云々という表現があります。(2)のところでガイドラインのことを特に取り上げをして、そこにガイドラインに対する役割、機能を持たせましょうよということです。

問題は、ガイドラインというものをどういうものに物差しとして使うのか。そのところは、ガイドラインがあれば、それに従ってオーケーだねというふうに簡単に片づくものではないと思いますので、このところは、ぜひ皆さんと一緒に議論もしたいなと思

っているところがあります。組織共用性に関する問題、それから公文書に該当するか否かのメモの問題ですね。それから、文書作成義務の必要があるかないか。その点では必要のない軽微なものというふうな、特にこれは(3)の次の文書作成義務のところにかかわりますけれども、「処理に係る事案が軽微なもの」という表現の言い回しがありますが、これをどういうふうに捉えるかというのを、小委員会の中で踏み込んで議論をしたという経過は私は余り記憶していないものですから、そこはかなり大事な点ではないかなと思います。

その関連で、区側としてどういうふうに考えているかを逆に伺いたいのは、意見募集のところではこれは取り上げられて、私もちょっと日ごろから疑問に思っていることがあるんですけども、それは、この意見募集の資料NO.20のところのページでいくと32ページですね。当然これは区議会の情報公開条例の中では実施機関になっていますが、そこで扱われる、例えば請願とか陳情とかそのことについての、これはここに意見募集に書いている表現をそのまま使うとすれば、そこで扱われるときに、当然これは委員会で審議をされることになりましてけれども、扱いは今休憩中の時間を使ってそこで行われるので、したがって、休憩中の陳述は公的に保存されません。したがって、こういうふうな陳情なり請願が出されたという事実は区議会報告等ではありますけれども、その中でどんな議論があったのか、そこでどういうふうな請願文書なり、あるいは陳情文書なりが出されたのかについては、それが公文書としてきちんと扱われているというふうに私は余り理解が、そういう認識をしていませんので、そのこのところの扱い。つまり、請願に係る陳述とそのやりとりについても、これは言ってみれば、ここでまさにやろうとしている公文書の定義の6点の項目に照らしてみても、それに該当するものがあるのではないかという点では、この扱いも含めてガイドラインというものを考える場合には、ぜひ整理をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

そういう点では、ガイドラインの問題というのは、実はかなり奥の深い問題が入っているのではないかな。一般的に文書作成の義務づけの問題とかにとどまらないで、どういうふうな文書が、当然公文書が発生するというのは、それに伴って区政、行政の運営が行われる、あるいはそれとのかかわりで議会の運営が行われる、それはどういうふうな経過なり事実があったのか、それを後づけでやっぱりきちんと検証できるようにするというのが本来の公文書のあり方だろうと思いますので、その点から見ると、このガイドラインの位置づけ、期待される役割や機能というのは非常に大きいのかなと思います

ね。

それともう1つ、これは大変重要な項目を事務局のほうで入れていただいているんですが、(5)の電子化について、文書の電子化の推進を図ることという項目が1項目ありますけれども、これは実は今回の意見募集でもたくさん寄せられた保存期間のあり方に関するものが48件ございますね。これともかかわりがある重要な点だろうと思うんですね。例えば、これまでは紙ベースが大方でしたから、紙ベースの場合には保存のスペースの問題とか、あるいはいろんな紙の劣化の関係とかでやっぱり制約があることから、一定の保存年限というのは、現行の文書管理規定なり、文書取扱規定でもあるというふうには理解をしていましたけれども、これから恐らくデジタル化が進んでいく、そして文書のデジタル化を原則とするという形になっていくと、なおかつ、それがクラウド化ということも含めて進めていければ、当然保存スペースの上での制約という要件がかなり緩和されますので、そうなると、基本的にメールにしる、あるいは公文書にしる、その保存の期間、保存年限については、この視点からもあわせて議論をすべきことではないかなというふうに思いますので、この区民意見のところ、事務局のほうで取り上げられた電子化についての問題というのは、単に文書一般の電子化、デジタル化ということだけじゃなくて、保存期間の問題のあり方についてもかかわる重要な点だというふうに理解をしています。

それから、歴史的文書の保存に関してというのを7番目に書いていますけれども、今回は冒頭のところで、これは小委員会の中でも議論となったことですが、まずは行政文書の管理を優先するという。これは前文のところにも書いていますけれども、しかし、歴史的文書の保存に関して、これは引き続き検討を加えて、条例改正という形で行っていくよというふうな説明があったと思うんです。この問題は、歴史的文書の扱いの問題について、単に資料的な価値があるかないかということだけではなくて、それが現在進行している問題とのかかわりもあって、これを速やかに一般行政文書と歴史的文書についてもあわせ条例の中には盛り込んでいくということを行うことが、これは意見募集の中にもそういう意見がかなり出されておりますので、これは私もそのとおりであるというふうに思いますので、これは速やかに条例改正なり、あるいはでき得れば、物理的な制約がないとすれば、歴史的な文書の保存と、あるいは利用についての考え方について、やっぱり条例づくりについても早急に行うべきではないかなというふうに思います。それを付した上で、この間の事実経過については、このまとめ方については私は

よろしいかなというふうに思います。

以上、私の考え方です。

委員長 今回の御提案ですけれども、いかがいたしましょうか。区民の意見等に対しまして、小委員会で検討するということを御提案されたようでありますが、時間的な問題もありますけれども、全部については無理かと思うんです。これについては議論したほうがいいのではないかとということで今おっしゃいましたけれども、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

委員 この資料NO. 21の5ページ、区民意見のところの(2)ガイドラインについて、これについて全体的にもガイドラインにかかわることの区民の意見が多いように感じたんです。このまとめのところでは「条例案の策定とともに行うこと」と2行目に書いてあるんですけれども、区民意見のほうを見ると、同条例が審議される区議会に、同条例の審議時、区議会に提示される何とかというふうに、作成というよりは、審議の段階でガイドラインが示されていることが必要だねという意見が区民意見であって、条例案の策定とともに、今の資料NO. 19のスケジュールでいくと、9月のところにはガイドラインは示さないということなんです。区民の意見では9月のときにもう一緒に示してねということなので、このまとめはちょっと違うなと思ったんです。

委員長 これは素案と条例案、どちらを指しているんでしょうか。

区政情報課長 資料NO. 19のほうでも調整中のスケジュールをお示したところなんですけれども、この順番でいきますと、情報公開・個人情報保護審議会にガイドライン(案)を報告というのは10月と設定いただいております。その後、条例の素案を区議会の企画総務常任委員会に報告、これを11月としております。タイミング的に言うと、素案とともにガイドライン(案)を作成するんですけれども、そのガイドライン(案)については特に重要ですので、素案の報告、議会の前に偶数月に審議会が開催されるという、その10月のタイミングにガイドライン(案)を示そうという予定を組んでおります。ですので、条例案の策定とともに行うというのが大きな枠としては条例案ができた後にガイドラインをつくればいいんじゃないかというようなことでは困るよという意味で事務局はつくったものですから、それが条例案か素案かという部分まで分解するのであるならば、審議会には素案の前にはガイドラインを少なくともお示ししたいなと、調整中の中ですけれども、スケジュールを組んでいるところでございます。

委員 そうすると、この表現は、2行目、条例案じゃなくて、条例素案がより今のお話に沿



っている感じ。

区政情報課長 そうですね。ですので、そこが疑義が生じるということであるならば、適切な表現に修正といえますか、正しい表現、望ましい表現があるならばお示しいただければと思っております。

委員 そうですね。条例案の策定とともに行うというのであれば、資料NO.20の26ページ、27ページのうちのどこの部分を拾ってそうなったのかなというのがちょっとわからなかったんですよ。

あともう1点なんですけれども、ここの区民の意見もそうですが、条例とガイドラインが両輪のようにして機能するような内容になっていくんじゃないかというふうに、事務局の御説明を聴いて思うんですけれども、そうすると、ガイドラインが出てきたときにパブコメはないということですか。

区政情報課長 はい。

委員 それは区民の感覚からして、そうなった場合は、次に修正できる可能性というのはどういうタイミングがあるんですか。

区政情報課長 ガイドラインの性格なんですけれども、日々更新していくものではあるかと思いますが。ですので、条例にすると、それを改正するには議会の議決が必要になってきますので、そこは修正、フレキシブルに適切なものを入れて、不適切なものは排除していくという自由度からしてガイドラインを定めるという意味があるかと思いますが、その部分については、区のほうで内部的な管理のしやすさ、しにくさというのを加味しながら変化させていくものだと考えております。これについて、いつでも区民の意見等はお寄せいただいて構わないんですけれども、その意見について、いいものについては変えていく、悪いものについては排除していく、削っていくというような修正は日々やっていきたいと思っております。ですので、区民の意見を、ガイドラインができましたということで、一斉に御意見をいただくタイミングというのは設けようとは今思っておりません。

委員 そうすると、ガイドラインはフレキシブルに変えるということは、どなたがガイドラインをいじっていく方になるんですか。

区政情報課長 最終的には運営していく区のほうで変えていくことになっていきますけれども、それについてステップを踏んで何か議決をいただかないといけないというわけではないという仕組みでございますので、タイミング的には審議会のほうに御報告という形にはなるかと思っておりますけれども、こういうことを直しましたということは、審議会のほうにお示し

していくことだと思っております。

委員 そうすると、極端なことですけれども、条例素案のときにあったガイドラインと2年経ったときのガイドラインがそっくり変わっているかもしれないと。

区政情報課長 可能性、そっくりはないかもしれないですけれども。

委員 大方変わっている。

区政情報課長 そういうときには、こういうふうに直す、こういう考えに基づき直す予定ですとか直しましたというのは、審議会のほうに御報告することになるかと思えます。

委員 例えばガイドラインというのは、基本のものががちりなっているとしたら、例えば半分以上変えるときにはこういう手続が必要とか、全体の1%未満とか5%とかを変えるのであればフレキシブルに変えたほうがいいですけれども、全体の例えば3分の1とか、2割とか3割を変える場合にはこういうとかということはせずに、そこはもう極端な場合は全取っかえでもできちゃうような仕組みになっている。

区政情報課長 極端な話をすれば、全取っかえも可能だと思いますけれども、いずれにしても、そこには意味があると思っておりますので、全取っかえしなければいけない意味はちゃんと審議会に御説明して、いい、悪いの御意見はいただこうとは思っております。ただ、そういう全取っかえをする、半分も変えてしまおうということは考えてはおりません。できる限りいいものを最初からつくって、時代とともにその文書管理のあり方なり仕組みが変わっていったときには、ガイドラインが古くなった部分については、現状の電子化の進展を含めて、ガイドラインもこういうものは公文書に当たるとか、メールの考えもそうですけれども、新たな考えでガイドラインに追加していこうということがあろうかと思っておりますので、その分についてはタイミングを逸することなく、ガイドラインを修正していこうという考えでおります。

委員長 ガイドラインにつきましては、小委員会でも結構扱いましたので、議論はいろいろあるかとは思いますが、一応やったということにして、先ほど委員の中で言われたことでいえば、議会については余り触れていなかったという点と、この電子化について余り触れていなかったということがあるかなと思います。

そこで、いかがでしょうか。議会について何か御意見等、さっき言われたことも含めましてでもいいんですが、何かございませんでしょうか。

委員 私もこのパブコメを読んで感じたことの1つが、議会関連について議論がされていなかったな、私たちの小委員会のほうの議論が不足していたなということは感じました。そ

もそもで言うと、国の公文書管理法と違って、世田谷区の場合には情報公開条例そのものが議会を対象機関にしているの、当然議会関連の公文書もこの条例の対象だということが最初から前提としてあったので、あえて私も言及しなかったんですけども、これについてはこの報告書の中で項目を立てて、議会関連の文書についても対象なんだということをやっぴり明記しておいたほうがいいかなと思います。特段議会関連だからといって特別扱いをするような項目は一般的にはないんじゃないかと思いますので、そういう項目があればいいんじゃないかと思っています。

委員 事実関係で確認させていただきたいんですけども、国の公文書管理法と行政文書のガイドラインがありますね。あの場合のガイドラインというのは、国の中では法令上はどのような位置づけになっているんですか。

区政情報課長 法令上のガイドラインの位置づけですか。

委員 単に、先ほど事務局から説明があったように、いかようにも千変万化できるように、そんな解釈ができるようなものなのかどうか。つまり、一定の規定なり、規則なり、政令なりという形なのか、あるいは要綱なのか。

委員長 指針じゃないかと思うんですね。

委員 指針の扱いですか。

区政情報課長 そうですね。法令上では、文言としてガイドラインで別途定めるとか、ガイドラインによることとするというような文言はなかったとっております。委員長がおっしゃられたとおり、あくまで指針だと思いますので、世田谷区についても同じ考えであります。

委員 そのことに関連なんですけれども、ガイドラインはこの小委員会の中で、委員長がおっしゃられたように何度かそのことに触れられた議論はあったんですけども、そもそもガイドラインというのは何だろうかと考えた場合には、それはこの条例が制定された暁に、その条例の解釈とか、あるいは運用について、また、条例が目的とするものを、さらに実効性を担保するために必要とされる事項を定めるのがガイドラインだと思うんですね。そうすると、それが時によってころころ変わるようであっては困るわけで、それはやっぱり条例の根本精神なり根本目的なりとちゃんとしたリンクなり整合性がないといけない性格のものですよね。となれば、そのように考えれば、ガイドラインというのは、特に公文書管理に関するガイドラインというのは、やっぱり条例の運用なり解釈にそれを規定するような物差しのものですから、そのところはかなり細かく議論

を、これからもしなければいけないでしょうし、今後、条例化していくときにも、そこはちょっと突っ込んで議論していったほうがいいのかな。

その関連で、先ほどの公文書の定義との関連では、議会関連のところ、これは私もちょうとつかつだったんですけれども、議会で議論される、特に住民の方々の、これは住民参加の大きな認識の問題でもかかわりのある陳情なり請願なり、その請願権にかかわるところでの文書の扱いについて、それから、文書の電子化がこれから進められていく場合に当たって、そもそも文書の保存期間をどう考えるか、このところもやっぱりガイドラインでは一定整理をして、精緻化を図ることが大事ではないかな、そのことをこの関係ではきちっと意見として申し上げたいと思うんですね。

というのは、わざわざこの5ページのところに「区民意見を小委員会として確認の上、重ねて条例制定に向けての考え方を以下のとおり示す」とまで書かれていますので、小委員会としても相当責任が重いわけですね。だから、これは後でするっと入れられたというよりは、まさに区民意見を本当につぶさに確認もし、それに対する区の基本的なコメントなりもやりとりを交わしながら、そこでやっぱり議論も詰めて、小委員会としてはこれでいきましょうよというまとまりがこの報告書になるかと思しますので、その点では、前5回までの議論とは、ちょっとこれは違うのかなという感じはしますね。

委員 ガイドラインの考え方については、私は、委員、委員の考えと少し違ってまして、確認をしておきたいんですけれども、実はこれ、今回パブコメを読ませていただいて、私がちょっと違和感を持ったことの1つでもあります。何かというと、ガイドラインを少し重要視し過ぎているという気がするんですね。要するにガイドラインで決めるんだとか、ガイドラインに非常に大きな期待があるというのはやっぱり少し変な気がするんですね。あくまでもガイドラインというのは条例の解釈の余地をなくすための補足的なものであって、ガイドラインで何か決まっていくということは基本的にはあり得ないと考えたほうがやっぱりいいのではないかと、そこは条例できちんと決める必要がある。要するに解釈の余地が違うものがあるんだとしたら、それは条例できちんと決める必要がある。あくまでもガイドラインは具体的な事例を出して、そういう解釈に誤りがないように、実態の現場の運用を導くためのものだというふうに考えておかないと、何かガイドラインが全てを決めるような形になってしまうのは本末転倒で、そこはおかしいかなというふうに思っていますので、それが小委員会の中でも少し思いが違うのであるならば、そこは確認をしておいたほうがいいかなというふうに逆に思っています。

話が少し戻ってしまって、先ほどの議会のこともそうなんですけれども、実はこれ、多分報告書でいうと1ページ目の1のところ少し問題があるのかなというふうに思っていて、ここは条例制定に当たっての経緯や効果についてというタイトルになっていますけれども、多分ここが問題という言い方はちょっと言い過ぎですが、公文書管理条例の位置づけというようなタイトルになって、その位置づけをきちんと書いたほうがいいんじゃないかなという気がしています。

どういう位置づけかという、まず2つあって、1つは、今ちょうど議会関連が出ましたけれども、この対象が何なのかということを書くと。すなわち、立法、行政、両方が入るんだよという趣旨がわかるようにする。それから2つ目には、この条例というのが、大きくいえば現用文書、非現用文書、歴史文書とある中で、その全部をトータルに見る条例なんだということを書く。通常、公文書というと、どうしても現用、非現用の文書に思いがちなところですけども、ここにも冒頭に書いていますけれども、それが公文書管理法もそうだからという理由づけはどうでもいいとは思いますが、それ自体はちょっと変ですが、現用、非現用の公文書、いわゆる狭義の公文書と非現用の一部と歴史を扱うような歴史文書とその両方を全部合わせて、今回の世田谷区の公文書管理条例は扱うんだという、その位置づけをきちんとしておくということがあると全体像が見えやすくなるのかなと思っています。

それは同時に、ここの効果のところにも出ていますけれども、情報公開の前にあるのが文書管理なので、一番最初に、委員が言われたみたいに、やっぱり情報公開条例に引きずられるというのは変なわけで、あくまでも公文書管理条例がきちんとあって、その上に乗っかってというか、それに基づいて情報公開条例があるというふうなその流れが、区民にもきちんとわかるような形でこの一番最初のところが書かれれば、よりいいのかなというふうには思っています。

委員長 私もそういうふうに最初は思っていたんですけども、ここは情報公開の基盤というのは、小委員会の割と大きな意見かなと思ってまとめてきたという経緯があるのではないかと思います。今の段階になって大きくここをいじるというのはいかがかなと思いますが、つけ加えられるものであれば、つけ加えていただくという形でしょうかね。

委員 情報公開条例との関係については、今のこの文書で全然構わないと思うんですけども。

委員 先ほど、委員のほうから、私のガイドラインに対する認識のところちょっと違うの

ではないかという話がありましたけれども、これはこういう小委員会ですから大いに率直に議論を交わしてもいいかと思しますのでつけ加えますと、基本的に、私もガイドラインに引きずられるものであってはいけない、それはあくまでも情報公開条例という条例本体があって、その条例の目的に照らしてみても目的を達成する、もしくは実効性を担保するためにガイドラインというのがあるんですよ。したがって、なおかつガイドラインというものがいいように解釈されたら困るので、それはあくまでも条例の趣旨に照らしてみても、整合性を持った形のガイドラインでなければいけないねという意味でお話をしたわけですから。

委員 公文書管理条例ね。

委員 公文書管理条例。そういう意味では、ガイドラインそのものが錦の御旗みたいな、そんな考え方はもちろん持っていない。ただ、それを軽視すると、結果的にそれによっていかようにも条例本体が引きずられることにもなりかねないのでという懸念から申し上げた次第でございますので、認識としては、問題意識はかなり共有できるかなと思っています。

委員長 多分法規ではないということは、皆さん認識の上で、ただし、重要なものでもあるという形で、一種の解釈基準とか運用について指針的に定めるということでは理解されていると思います。

あと、電子化について何かございますか。

委員 その絡みもありまして、区民意見のところのまとめ方というか、項目の立て方なんですけれども、これは7つあって、例えば(2)はガイドラインとか、(5)は電子化という形になっているんですが、基本的に区民の意見も小委員会の目次に沿った形でそろえていただくのが正しいんじゃないかなと思います。というのはなぜかというと、あくまでも質問の仕方が、例えば電子化についてという聞き方ではなくて、これも区民の意見は保存期間との関係で、要は電子化したほうがずっと残るんだからいいんだというような意見であって、これはちょっとミスリードしているような気がしているんですね。

その下のガイドラインのところも、私は先生と同じで、基本的には、あくまでも条例が重要であって、ガイドラインというのはあくまでも指針にしかすぎないので、例示とかでわかるようにということなんですけど、職員の研修でもガイドラインの内容を周知徹底しろと言っているわけではなくて、あくまでも条例の内容がちゃんとわかるように研修しなさいという意見があって、その中でガイドラインもちゃんとわかるようにしてというふうに

言っているだけであって、ここのまとめ方が、どちらかというガイドラインに引きずられているのかなという感じもしました。括弧の横のタイトルづけとか項目づけのところも、先ほど言ったように、むしろこちらの意見に対して読んで、意見はこういうふうに区民からついたということを我々は確認して、我々の意見のほかに、区民の意見としてこういうものがあるんだから、ここについても配慮していただきたいという意見をつけた形でまとめていただきたいというのが私の意見です。

委員長 そういう方向でまとめることは、事務局としてはできるんでしょうか。

区政情報課長 可能です。

委員 そうすると、どういうふうに文章が変化するんですか。

委員長 多分区民の意見を踏まえて本体のほうにも……。

委員 それぞれに入ってくる可能性がありますよね。

委員長 入れていくんでしょうね。

委員 この9はそっくりなしで。

委員 なしで。

委員長 これはこれで置いておく。

委員 なしにするのか、逆にこれはこれであっていいとは思いますが、

委員長 ないほうがいいですか。

委員 この9が1ページからの1とか2とかの下に追記みたいな形で入ってくるような感じ。

委員長 そのままではないんでしょうけれども、その趣旨は入ってくるのかなということで考えていると思います。

委員 これはあくまでも意見なんですけれども、殊さら5ページの9の区民意見を取り出して、これはこの間の議論と、実際に区民意見募集を行ったというスケジュールの経過の上に立てばこういう流れになると思うんですが、ここで切り出して区民意見を、なおかつ、この形で表現したままだと、やっぱり小委員会としての議論の積み重ねの文脈上の流れとちょっと違和感が感じられるんですね。したがって、私はむしろ、区民意見はこういうものが出された、これは当然この中できょうの議論をさせていただいたわけですが、それを組み込んで、それをこの報告書本体の中に、先ほど出されたように幾つかのところこのことを前文で書き込みましようやとか、あるいはここに入れましようやという形で、そこに入れ込んだほうが、私は1つのストーリーとしては整理がつくのかなと思

ますので、これが何か附属意見みたいな、そういう印象をちょっと思ったものですから、そのようなことがもし可能であれば、報告書本体のほうに入れ込むことができ得れば、そのほうがいいのではないかなというふうに私は思いました。

委員長 会長さんもそう言われているようですから、では、そういうふうにしましょうか。大変でしょうけれども、では、そのようにお願いしたいと思います。

委員 済みません、そのようにというのは、9はなしで、それぞれのところにとということ。

委員長 そうですね。9は本体に入れ込むと。

あと、区民意見というのは、シンポジウムでの意見もあるようなんですが、シンポジウムでは第三者委員会のことは話題になったんでしょうか。

委員 いや、それほどでもないんですよね。第三者委員会に、廃棄の場合、基準等も含めて審議していただきたい。相模原の会長さんがもう1人のパネリストでしたので、相模原の状況は、我々と同じ情報公開・個人情報保護審議会の下に作業部会を設けて、それだけを扱うものを出張らしたというんでしょうか。だから、僕とはちょっと違うイメージだったんですが、その話は出ました。そこまでだったんですけれども。

委員長 この小委員会で第三者委員会の中身について余り議論をしていなかったような気がしますので、もしほかの委員の方がよければ、ここで少し議題として取り上げてみたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。例えば、今言った組織のあり方でありますとか、そんなに細かいことは議論できないと思いますけれども、大体の性格づけでありますとか、何か御意見等があったら伺ってみたいと思うんです。

委員 シンポジウムに参加させていただいたんですけれども、そのうちのパネリストの方、女性の先生、ちょっとお名前を忘れてしまったんですが。専門家としての知見もあるし、大変意見も深いなと思ってお伺いしていたんですけれども、やはりそういう烏合の衆にならないような仕組みが本当に必要なんだなというのは、本当に専門家をそろえるというメンバーの人選は大切だなというのは感じました。

委員長 事務局としては、条例案を策定されるときに、この第三者委員会については、ほかの者に委ねる、例えば規則に委ねるとかという形をとろうと思われているんですか。それとも条例本体に何か明示される予定ですか。

管理係長 条例の中での明示を想定しております。他の自治体を見ますと、例えばこちらの審議会でしたら、審議会条例という別個の法案でこういった公文書に関する事とか、個人情報に関する事について審議すると別途定めておりますが、他の自治体も条例の中の



項目として基本的に位置づけていくような流れを取り入れているということもあって、想定をしております。

委員長 そうしますと、小委員会としましても多少何かあったほうがいいですね。その点、さっき、相模原さんの場合は、審議会の中の1つの1部局みたいな扱いということでしたけれども。

委員 作業部会。

委員長 世田谷区さんでもそういうやり方もあると思いますし、第三者委員会は別の第三者委員会をつくるということもあり得ると思います。もちろん両論併記でもいいかと思うんですが、何か御意見等があったらぜひお聴きしたいと思うんです。先ほど、委員の発言では、やっぱり専門的な方が集まったほうがいいという、この間のパネリストの御意見を参考にされたということですけども。

委員 そういう方が含まれていることがやはり必須だと思いますし、例えば制定の目的についてのディスカッションの中で、こちらと知的資源として適切に管理とか、区民の区政の参加推進とかということはずごくいいなと思って聴いていたんです。それというのは、よりよい運用のためだよという御意見をされていて、そうだ、その知ることは運用の基盤だというところが私の考えからすぽっと抜けていましたので、やはりそういう視点から見れる人というのは大事だなと思いました。

委員 第三者機関としての公文書管理委員会の役割とか機能についての議論は、確かに小委員会で余りやってこなかったんですけども、主には公文書管理委員会で廃棄するときの意見を求める、そういう程度にしか考えていなかったんです。廃棄の判断はもちろん大事ですけども、と同時に、そもそもそこで扱われる対象となっている世田谷区の公文書というものが、当然公文書というのは区の行政運営とも大きなかかわりがあるわけですね。どういうふうな区の政策目的なりがあって、こういう公文書なりが作成されてきたのかということが問われるわけですから、その一番根本には、これは去年の4月から動いている今の世田谷区の新実施計画、それが今回の公文書管理条例づくりの根拠でもあるんですけども、その中にもある区民の知る権利に応える条件整備としての公文書管理というその考え方でつなげていくとすれば、区民の知る権利に応えるに足る情報の開示とその基盤としての公文書管理、そういう視点でこういうものを、例えば保存していたものを廃棄するかしないかだけでなく、では、そもそもどういうふうな保存のされ方なり、あるいはどういうものを公文書としてきちっと作成なりをしなければいけないよというところまで

含めて、公文書のあり方そのものについての一定の専門的な意見なりを求められるような役割も、せっかく公文書管理委員会なるものをつくるとしたら、そういうものを持たれることが必要なのかな、そんな感じは持っています。

例えば、最近の区の条例の関係でいくと、公契約条例というのがあります。2014年の9月制定で、2015年4月から施行されていますけれども、あの条例の中に公契約適正化委員会という、これは区の諮問機関、専門機関が規定されています。その公契約適正化委員会というものが、公契約条例の解釈なり、区の公契約にかかわる施策、場合によっては、それからさらに引っ張っていったって、区の産業振興なりの政策そのものを考えていく上での一定の方向性なりを調査審議し、それを区長に対して答申するという役割もその条例の中に組み込まれた、委員会の中に役割としてうたわれているわけですね。

こういうものは、恐らく今回つくられるであろう公文書管理条例の中に公文書管理委員会というものがもし規定されるとしたら、それはこういうふうなものを含めてやるんですよ、単に実務的に廃棄するかしないかというその判断のときに意見を求められるという、それだけではないよということはもちろん含めてあったほうがいいのではないかと、これはあくまで私の意見ですけども、意見は表明させていただきたいと思います。

委員 私もぼやっとしか考えていなかったんで、今提起いただいてよかったなと思うんですけども、私がまさにぼやっと考えていたのは、1つには、今回の報告書の中にも書いてあるように、とりわけ廃棄の際の判断をする実務的な組織だという意味合いです。それからもう1つは、制度運用のチェックをする機能というのが、今委員が言われたように当然必要だと思うんですね。ただし、この制度運用のほうのチェックは、私はぼやっと、まさにこの審議会がするのかなというふうに思っていて、ここで言う今回の公文書管理条例がつくる第三者委員会にその機能を負わせるのは少し違ったことをお願いするようになってしまっているのじゃないのかなと私は実は思っていました。ただ、それは今言われてみると、両方入ったような、すごく大きなというか、とても大変な機関をつくってもいいのかもしれないんですが、ただ、一般的には、そうした場合には、委員のメンバーの構成が少し違って来るだろうと思うんですね。

何かというと、制度運用のほうのチェックの場合には、まさに海外で言うならば統計学であるとか、情報法であるとか、そういうような、まさに専門的な知識の方々がされるのが一般的だし、廃棄の基準に関しては、これはアーキビストと言われるような文書管理のプロがするのが一般的ですので、少し構成メンバーが違って来るということがあろうかと

思います。ですから、そこはどういう機能を持たせるのかについて、余り新しいところに全部というのは大変じゃないかなと思ってはいますが、議論の中で決めていければいいかなと思っています。

その上で、私個人としては、最初にぼやっとと言っていましたけれども、今回の第三者機関は主としては廃棄判断をする、そういう第三者機関という意味合いできちんと明確に位置づけて、その上で、人選の正当性、正しい、すべからくの正当性や専門性を持った方になっていただく。それはそれほど多い人数のものではなくて、きちんと専門的な判断で、いわゆる行政がやった廃棄判断をチェックして再確認していくという機関でしょうか、それができる方に入っていただくのがいいのかなというふうに思っています。

委員 資料NO.21の6、公文書の保存期間のあり方について、1年以上保存、保管の必要のないもの、1年未満に設定して、処理完結後云々、直ちに廃棄または消去すると規定されておりというのは、これはマストということなんですか。

管理係長 そうですね。こちら、現状でのところということで、公文書管理規定の中で規定されているという部分になります。

委員 区民意見のほうにも、私もそう感じているんですけども、電子化が進んでいくと容量というのがとても大きくなるので、その時点で必ずしも誰かが廃棄する手間やエネルギーをかけなくても、ずっと保存していくことが可能になるような時期というのが結構近いんじゃないかというふうに思っています、この辺は大分大きく変化していく過渡期かなというふうに感じています。そうすると、委員がおっしゃっていた廃棄の主な基準を判断する人、第三者委員会についても、その性格というのが少し変化していくんじゃないかなと思っているんですけども。

委員長 将来はそういうことになるかと思うんですけども、当面はやっぱり一定の廃棄は必要ではないかなというふうに書かれていたと思います。私もそう思いますので、第三者委員会の当面の任務はやっぱり廃棄の妥当性ではないかなというのは大体一致しているんじゃないかと思うんです。それ以外にどういう機能を持たせるかはまた別の議論だと思います。

委員 廃棄の基準なんですけれども、そのときに、例えば技術的な観点に詳しい方が入っていると、こういうことまでは保存できる容量が全然たっぷりだけれどもとかというような、技術的な観点がある方も入るべきだというふうに私はちょっと感じたんですけども。

委員長 それは意見があると思います。

委員 確かにちょっと議論がぼやっとしていたかなとも思って、今、区民の方の意見を読んでいたんですけども、やっぱり区民の方の意見の捉え方も、第三者委員会というと、審議会のように、いわゆる第三者としてチェックするというイメージを持たれている方と廃棄のところにある程度フォーカスしている方がいらっしゃるんだなと思っていて、今までのこの委員会の議論とすると、基本的には、私は少なくとも相模原と同じように、あくまでも情報公開・個人情報保護審議会の下に出てくる部分の第三者委員会という形の位置づけなのかな。ですので、あくまでもそこは、当面に関しては少なくとも廃棄の部分の専門的な知識を持った方が入ってきてやると。チェックに関していえば、私は多分審議会のほうがある程度やるのかなというイメージでございました。誰かがチェックしなければいけないというのは当然あるので、ただ、委員がおっしゃったように、将来的に公文書の保管の仕方が変わってくれば当然廃棄だけではなくてくるので、第三者委員会が独立していくような形でいろんな機能を持っていくということは、将来的に議論すべき部分なんだろうなと思うんですが、そこは現段階で議論するというよりは、将来的にそういう機能を持ち合わせることがあり得るという形で、委員会としては意見をつけるというような形になるのかなと個人的には思っています。

委員長 伺ってみますと、では、両論あり得るということですね。審議会のもとでのものもあり得るし、別の機関というものもあり得る。ここで結論を最後までというわけにはいかないかもしれないので、両論併記みたいな、そういう形でよろしいでしょうか。

区政情報課長 1ついいですか、事務局から。事務局の考えとしましては、現時点ですけれども、単純な作業だけを第三者機関に委ね、いいとか悪いとかという判断だけをしていただくということは考えておりません。もう少し輪郭の部分ですね、保存期間のあり方とか、保存期間の期間設定の仕方とか、保存文書、裏返せば廃棄文書になりますけれども、その考え方、あり方も、そこの第三者機関の方から意見を頂戴しながら、まずは可否判断ということをしていただき、引き続き歴史的文書の該当性についてもそこから御判断いただいて、その作業をしていただく先に、よりよい文書の保存なり、保存期間なり、廃棄のことについても御意見をいただければなというようなことを考えております。

委員 そうすると、より具体的に言うと、例えばこの審議会の名称が世田谷区公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会になるみたいなことをぼやっと考えていらっしゃるという

ことなんでしょうか。というのは、なぜかというと、今のお話だと、結局は歴史文書をどういうふうにするかとか、そういう話につながってきて、割合大枠の部分の話だと思いますので、その話とこの審議会の議論がずれるというのは多分あり得ないわけですよ。やっぱりどこかで同じところで議論したほうが多分いいんだろうと思いますので、その辺はどんなイメージをお持ちなんでしょう。

区政情報課長 委員がおっしゃられた midpoint で3つつなげるのは、まさに相模原がそうなんです。情報公開・個人情報保護・公文書管理という3つの性格を1つにしたのが相模原。相模原ですと、先ほど会長からもありましたとおり、作業部会というところでやって、そこはある意味、廃棄の作業だけをやったものを審議会に上げて、それを了とするというような意味合いのように受けとめているんですけども、そこがいいのか。やはり公文書管理委員会が情報公開なりの基盤になり得るということもあるんですけども、公文書の廃棄、保存について、将来のアーキビズムの観点を踏まえた歴史的な文書のあり方、世田谷版でいうところの公文書館的機能を、そういう専門的知見の方を入れて御意見をいただいたほうが良いとすると、今の審議会の現メンバーの中で、単純にそこに作業部会を下に設けるとするのはちょっと難しいのかなと思っておりまして、イメージとしては、別の組織をまさに設けて、御意見が出た場合は、その審議会との整合はどこかでとらなければいけないと思いますが、公文書の廃棄の作業をしていただく中で、当然御意見が出てくると思います。今で言うと、保存期間は具体的だと奇数年を刻んで、1年、3年、5年保存とか、それから長期保存というような10年、それから長期保存という区切り方になっていますけれども、そのことについて、また、先ほどおっしゃられたデジタル化なり技術の進展でもう少し圧縮して永遠に保存できるような時代になったら、そのような保存期間の区切り方なんかについても、こういうことが望ましいんじゃないかというような御意見も、そういうところで作業だけではなく、感じたことを意見表明していただくような第三者機関が望ましいのかなというふうに考えております。

委員長 では、よろしいでしょうか。そういうようなことを踏まえまして、ほかによろしいでしょうか。

それでは、本件については終了させていただきます。

なお、小委員会といたしましては、審議会に小委員会の意見を報告しなければなりませんので、意見のまとめが必要となります。本日、皆様から出た御意見をもとに、小委員会の報告書案を委員長である私に御一任いただき、事務局との間で調整し、皆様にお送りし

ます。各委員におかれては御確認いただきまして、必要に応じ加除訂正し、8月14日の審議会で提示したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 よろしければ、そのようにさせていただきます。

事務局から何かありましたらお願いいたします。

管理係長 今回の委員長からの御発言を受けまして、事務局としましても報告書案と最終的な報告書につきましては、委員長と調整がつき次第、皆様にお送りしたいと思っておりますので、その節は御確認等をよろしくお願いしたいと思っております。

委員長 では、議事のほうは終わりましたので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

### 3. その他

委員長 それでは最後に、前回の会議録の確認をお願いいたします。

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会小委員会(第5回)会議録確認

### 4. 閉 会

委員長 それでは、本日はこれで終わります。どうも長い間ありがとうございました。